

# 応援!!

子育てが安心してできるように、学童保育所は小学校6年生まで、子どもの医療費は中学校3年生まで拡大しました。また、新たに満1歳になるまで紙おむつ・粉ミルクを支給する制度と小・中学生が3人以上就学している家庭を対象とした給食費の免除制度を始めました。

子どもたちが、すくすく、元気いっぱい成長できるように子育てを応援します。

## 新制度

### 給食費の負担は2人まで

小・中学校に3人以上の児童・生徒が就学している場合に、4月から、年長の子どもから順に給食費を免除します。

なお、対象となる家庭には教育委員会から通知します。

問合せ 教育委員会学校教育担当 ☎62-4563

就学人数	免除人数
3人	1人
4人	2人
5人	3人



## 対象拡大

### 子どもの医療費支給を 中学校3年生まで拡大

町では4月から、支給対象児をこれまでの小学校6年生までから、中学校3年生までに拡大します。

#### ●申請の必要なかた

中学生の児童の保護者のかた

#### ●申請に必要なもの

- ①対象児童の健康保険証のコピー
- ②保護者名義の普通預金口座番号  
(ゆうちょ銀行・ネット銀行を除く各金融機関)
- ③印鑑

※対象となっても申請をしないと助成が受けられませんのでご注意ください。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230



## 新制度

### 紙おむつ or 粉ミルク 1歳まで無料支給

町では、4月から子育てをする保護者の皆さんに、紙おむつ、または粉ミルクを給付して子育てを応援します。

**対 象** 町内に住所があり、満1歳の誕生日までのお子さんを養育している保護者

**期 間** 誕生日から満1歳の誕生日まで

**内 容** 毎月、指定の紙おむつ2パック、または粉ミルク1kgまで

**場 所** イチワタ皆野バイパス店、五野上薬局(皆野)、戸塚屋薬局

**受 付** 4月1日(火)から健康福祉課健康づくり担当へ ☎62-1230

#### 【注意事項】

- 保護者または同居の世帯員に町税の滞納があった場合、滞納が解消するまで受給できません。(個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など)
- 平成20年4月1日以前に誕生した場合は4月から給付します。
- 皆野町に転入した場合は、転入届を行った月から給付します。
- 皆野町から転出する場合は、転出届または転出日のいずれか早い月まで給付します。転出されるかたは転出届時に引換書をご返納ください。
- 戸籍法に定める期間内(14日以内)に出生届を出さなかった場合、出生届の月からになります。

